

第2回新居浜市景観計画策定委員会

- 1 日時 令和元年11月21日(木) 13:30~15:15
- 2 場所 新居浜市役所 本庁舎6階 議員全員協議会室
- 3 出席者 (委員) 八木雅夫、松本辰治、横山泰茂、和田輝世伸、秋山卓嗣、織田安文、
鴻上八大、丹一仁、宮崎司、桑原一郎
(事務局) 建設部長 高須賀健二、都市計画課長 神野幸彦、
都市計画課技幹 鳥嶋武彦、都市計画課副課長 神田紀香、
都市計画課調査計画係長 三並真由美、都市計画課主任 帆谷麻衣
- 4 欠席者 (委員) 伊藤幸男、神野和彦、太田初
- 5 傍聴者 1名(愛媛新聞社)
- 6 議題
(1) 第1回新居浜市景観計画策定委員会アンケートの集計結果報告及び疑問点等に対する回答
(2) 新居浜市景観計画(素案)について
(3) その他

7 議事録

事務局 (神野課長)	<p>定刻より、少し早いのですが、出席される委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から第2回新居浜市景観計画策定委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。当委員会の事務局を担当いたします、都市計画課の神野でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本会につきましては、新居浜市審議会等の公開に関する要綱の第3条に基づき、原則として公開とさせていただきます。また、会議の開催結果、議事録なども公表いたしますので、ご承知いただきますようお願いいたします。</p> <p>まず、会議に入ります前に、資料の確認をいたします。</p> <p>本来でしたら、事前に資料をお渡しするところでございますが、本日の配布となりましたこと、誠に申し訳ございません。</p> <p>本日、お配りしております資料は、会次第、アンケート結果、第2回新居浜市景観計画策定委員会の資料、資料1、配席表でございます。不足はないでしょうか。</p> <p>次に、本日の委員の皆様の出席状況を報告させていただきます。神野 和彦委員、太田 始 委員は、所用により欠席との連絡をいただいております。</p> <p>また、伊藤 幸男 委員は、先ほど所用により欠席との連絡がございました。</p> <p>本日の委員会は、委員13名中、10名の参加となっており、委員の半数以</p>
---------------	---

事務局 (神野課長)	<p>上が出席しておりますことから、「新居浜市景観計画策定委員会設置要綱第5条第2項」に基づく本策定委員会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、これから議事に移りますが、新居浜市景観計画策定委員会設置要綱第5条第1項の規定により、会議の議長は、委員長が務めることとなっておりますので、八木委員長、よろしく願いいたします。</p>
八木委員長	<p>本日は、大変お忙しいところ、多数の委員の皆様のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今回は、愛媛県景観アドバイザーの郡司島先生の「景観まちづくりを進めるために」の基調講演と、新居浜市景観計画策定について、事務局より説明がございました。時間の関係で質疑応答の時間がありませんでしたが、アンケートをお配りして、委員の皆様の見解をお伺いいたしました。</p> <p>今日は、そのアンケートの結果報告と、新居浜市景観計画（素案）についてご協議をよろしく願いします。</p> <p>それではまず、アンケート結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (神田副課長)	<p>(アンケート結果説明)</p>
八木委員長	<p>アンケートの結果について説明をいただきましたが、質問等はありませんでしょうか。</p> <p>アンケート結果については今のところ何もないようです。もし、途中で何か出てきましたらそのときに発言をお願いします。</p> <p>次に、会次第2、新居浜市景観計画（素案）について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (神田副課長)	<p>(新居浜市景観計画（素案）説明)</p>
八木委員長	<p>ご説明ありがとうございました。ここからは次第の「(3) 質疑・討論」です。今説明いただいた新居浜市景観計画（素案）の全体についてという焦点がぼけるかもしれませんので、資料を見ながら順番に範囲を決めてご意見、ご質問を伺っていきたく思います。</p> <p>まず1番目の「計画の目的と位置づけ」ということで何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ここは景観計画がどういうものなのかという説明がなされております。スライド番号で言いますと6番から17番、タイトルのところで「1. 」がついている部分です。</p>
横山委員	<p>今の説明の中に出てきました近代化産業遺産は文化庁の関連ですか。</p>

事務局	近代化産業遺産については経済産業省の指定です。
横山委員	指定されたら指定されたところの管理、環境美化とか管理面での計画はあるのかお聞きしたいのですが、そのような計画は特になく、ただ指定されたというだけのことで、あとは市のほうでしなさいということですか。
事務局	そうなります。
横山委員	今回、提案された中に含んでいる内容は、指定した経済産業省とは関係はないのでしょうか。
事務局	はい。
横山委員	もし経済産業省で計画があれば、環境美化についてちょっと進んだり、参考になったりするのではないかと思って質問しました。ということは名前だけ認定されたというような感じですかね。ありがとうございました。
八木委員長	<p>近代化遺産については例えば山根グラウンドの石段がありますよね。あれは文化庁の文化財保護法に基づく国の登録有形文化財です。国の登録有形文化財の現状を変更する場合は届出が必要になります。経済産業省の産業遺産については取り扱いがどうなっているか私は存じ上げていないのですが、特定している限りはその状況についての把握はそれなりに継続的に行われているという考え方でいいと思います。</p> <p>そのほか何かございませんか。</p>
宮崎委員	一番下の「豊かな自然景観や歴史的景観の保全に留意し、地区の良好な景観形成に資することを目的に」ということで、景観計画の策定の目的が書かれているのですが、「歴史的景観」の景観保全というのは何となくイメージが湧きます。例えば産業遺産を保全していくために皆さんでその意識を持ってやりましょうというのはわかるのですが、「豊かな自然景観」も基本的には行政がやるのでしょうか。さっきの説明だと行政がやるようなイメージに受け取ったのですが、例えば民地側の倒木であろうが、景観計画の指定区域内であれば景観が損なわれるので役所がやるというイメージなのですか。保全を役所がやるというような説明をされたので、そういうことも全部ひっくるめて指定区域内のものは全部役所がやるという理解でいいのでしょうか。
事務局	景観計画区域内については当然市も協力しますが、最初の景観計画の責務のところがありましたように、事業所や住民の方とも協働して進めていくということなので、所有者がはっきりしているものについては所有者の方に実施していただくということになります。

宮崎委員	<p>個人のものについては、例えばエリア内に多分あるのだろうと思うのですが、マイントピア別子の建物自体はマイントピア別子が自分たちの責任において、良好な景観を形成するという理解でよろしいんですね。</p>
事務局	<p>はい。特にこの地域については、あまり個人所有の土地というものがない区域でもあります。一定森林については別子銅山の開発の中で植林事業によってよみがえった森林という点もございますことから、住民、事業者、市が協力して景観保全に取り組んできたというような地域でございますので、そういった点を考慮して景観計画を策定していきたいと考えております。</p>
八木委員長	<p>そのほか何かございませんでしょうか。</p>
松本委員	<p>1つだけ。どこに出ているかわかりませんが、私は連合自治会ですが、生子橋から山側の道路より下、川に沿った大きな木を全部切っているんです。なぜかという、あそこは道路が暗い。それと木の間を電線が通っているの、大きな台風が来たら電線が切れる。それを今言われていたように行政が協働でやるということですが、今までのやり方だったら行政は何もしないと思います。本当に、なかなか動いてくれない。しかたなく自治会がやり始めたんです。もう6年ぐらいになる。そういったことで徐々にやっているのですが、皆さんもお気づきだと思いますが、ものすごく景観がよくなりました。川底が見えてきた。以前は全然見えなかったのと、道路が暗いので交通安全に非常に支障をきたしていました。それからごみの投棄がすごかったんです。そんな状況でたまらないようになって、やらなければしょうがないということでやっております。それをやった結果、ごみの投棄がなくなりました。まだできていないところは自転車を放り込まれたり、ごみを捨てられています。袋ごと捨てられるので、猿が来て散らかすんです。そんな状態で、木を切っていないところはたちごっこみたいなことで、年に3回も4回も掃除してごみを拾わないと汚いです。自治会で下のほうは何とか切れると思いますけれども、道路より上の部分は早く切ってもらわないと電線が切れます。電線が切れたら一番困るので、早く何とか対応してもらったほうがいいのではないかと考えております。やってくれと言われても多分無理だろうと思いますが、そっちも優先するというお考えはないかなと思います。</p>
事務局	<p>都市計画課の鳥嶋です。ご意見ありがとうございます。確かに私も別子山線を走ることが結構多いのですが、川側からの木が育ちまして、今自治会長さんがおっしゃったように電線に引っ掛かっているということですよ。足谷川は県管理河川なので、何かに支障がある場合、愛媛県が動いてくれます。一般的に治水に支障がなければなかなか動いてくれないということはあるのですが、木が伸びてきて電線に引っ掛かって支障になることがございましたら私どもの河川水路課が窓口になって愛媛県に要望を伝えて少しでも早く解決できる</p>

	<p>ようにと考えております。地元自治会さんにもご協力いただいて、自治会でできるものについては継続していただけたらと思います。市としてできることは県に伝えて要望していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ます。</p>
和田委員	<p>木が大きくなって電線に引っ掛かっている分については、四国電力が切ってくれるのではないですか。</p>
事務局	<p>今のご意見ですが、私も四国電力にお聞きした話によりますと、どうしても支障になる場合は管理者の意向を聞きながら、四国電力さんのほうで切ってしまうこともあるみたいです。一般的にはその管理者が切るということです。</p>
和田委員	<p>例えば別子山の場合は住友共電さんが枝を全部切ってくれるんです。地主の人に切りますよという承諾を得てからね。別子山についてはほとんど電線に引っ掛かるというのはないのですが、基本的には電力さんがやるべき作業なのではないでしょうか。</p>
事務局	<p>私も以前道路課に勤務していたのですが、基本的に道路敷は道路管理者なので、基本は管理者で剪定していく。どうしても間に合わない場合は、先ほど申し上げたように電力事業者でしていただくこともありますけれども、基本は管理者だと思います。</p>
八木委員長	<p>それでは、次の部分に移りたいと思います。2番目の「調査対象区域の景観特性」というところです。スライドの番号で言いますと18、19、20です。こちらについて何か質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
織田委員	<p>1つよろしいですか。観光協会ですので、観光の立場からという話になるのですが、公園の方へインターから新しい道が抜けまして、非常にスムーズに入れるようになって、ちょうど今別子ラインも紅葉まっさかりで、市外、県外からも結構観光客が来てご案内しています。その関係でときどき私も現地を見に行ったりするのですが、県道を走っていて対岸の下部鉄道のレンガ積みとか石積みの遺構、工作物があるかと思うのですが、ああいったところをもう少し活用できないのかなと。というのは、生子橋からずっと上がって行って、マイントピアを過ぎて、東平のレンガ積みの景観、そういうものの導入部というか、ただ道路を走るだけでなく、対岸にそういった下部鉄道の遺構が見えてくる。エントランスという形で活用できないかと思ったりしています。そういったところをご検討いただけたらと思います。</p>
八木委員長	<p>その点についてはいかがですか。</p>

事務局	建設部高須賀です。お答えさせていただきます。実は新居浜市でも、下部鉄道のいわゆる山根から端出場までの旧鉄道跡を、観光も見据えて利活用したいということで管理の住友さんのほうにお願いはしてみたのですが、入ってきた方の安全の確保が難しく、通っていただいているのは困るということで、その整備については断念しているというのが現状でございます。
八木委員長	今のは、建設部のお考えを答えていただきました。
和田委員	別子往還道というのは、これはダムから東平に向かって歩道で上がることを言うんですか。それとも下の県道のことを言っているのですか。基本的には、東平までの道が往還道ではないかと考えているのですが。
事務局	別子往還道については近代化産業遺産の活用、まちづくりの中で立川橋のところが昔のあかがねの道ということで、市内、口屋のところまで行く道路といふふうに位置づけられております。
和田委員	車の通る道だけということですね。
事務局	今一応車の通る道のところを通るような形にはなっています。
和田委員	わかりました。
桑原委員	スライドの20ページの「沿道景観、自然的景観の景観資源図」の関係ですが、こちらは後に出てくる「景観計画区域の区域」とは違って、17ページの「調査対象区域」の中にある自然的景観のことを指しているのだらうなと思うのですが、例えば自然的景観の話で言いましたら、赤石山系の自然環境保全地域であったり、愛媛県の天然記念物の指定植物であったり、今年、国の天然記念物に指定されました銅山峰のツガザクラ群落とか、自然の特性としてはあろうかと思っております。20ページの調査の中でいうとそういうものも入ってくるのかなという気はするのですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。
事務局	調査の中に入ってくるかどうかというところですが、もともとの調査対象区域はかなり大きなゾーンにしているのですが、実際どちらかというところと沿道景観に沿った形の自然景観の調査というところにとどまっております。今言われた山ですとかツガザクラについては、今、文化財保護の指定等も受けているということから、今回の調査のほうには出てはいない状況です。
八木委員長	そのほかありませんでしょうか。
松本委員	1カ所だけですが、大永山トンネルがありますね。別子に抜ける長いトンネ

	<p>ルです。トンネルができたときは、あの手前の広場みたいなところから市内が見えたんです。今は木が大きくなって全然見えないのですが、ああいったところの景観をよくするというのも方法ではないかと思います。特にあそこは広場になっていまして駐車が出来ます。木を切って景観がよくなると少しは上がっていく人が増えるのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>確かに沿道の景観ということで、そういった取り組みも必要になってくるかと思うのですが、この後、実際の景観計画区域というものを設定するに当たって、2つ地区を設定して、こういった区域で景観計画を設定したいということで提案させていただいているのですが、大永山のところについては先ほどご説明した①の山根立川地区と②の別子山地区とはちょっと外れておりますので、それについてはまた個別に対応させていただくということでよろしいでしょうか。</p>
八木委員長	<p>それでは、2の景観特性に続きまして、3番目の「調査対象区域の景観に関する課題」というところです。これはスライド番号でいくと21番と、細かい説明はありませんでしたが資料1をごらんいただきまして何かご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
松本委員	<p>これは市の関係ではないと思うのですが、国領川の中洲の木、これを早く取ってもらいたい。毎年自治会から県に申し入れして切ってもらえるのですが、根こそぎやらなかったら毎年生えます。市とは関係ないかと思うのですが、ダムの水が満杯で放流したら水が暴れて堤防が切れます。これは早くやったほうが良いと思います。自治会も県へは働きかけておりますが、市からも働きかけてもらったり、あるいは市のほうでやるとか、何かそんな行動を取ってもらいたいと思います。吉岡の辺までやらないと心配です。根こそぎ折れたら、新田東橋ですか、あれがいつぺんに飛びますよ。早くやってくれというのですが、なかなかやってくれないので、市からも言ってもらって、早く川底をさらってもらわないと、と思います。景観とは違うかもわかりませんが。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。国領川の河床の浚渫、これは以前から課題になっておりまして、取っても取ってもまたいっぱいになるということで、浚渫した土砂をどこへ処分するかという問題もございます。そういうところを今私どもと県と建設業協会も含めて確保先を一刻も早く探して、何万m^3という土砂になりますので、そういうことも時間はかかるのですが、計画的に進めていきたいと思っております。</p> <p>先ほど会長さんがおっしゃった「根こそぎ切っていない」とは、河床から1mぐらい出たところで木を切っている、残っているままになっているということも河川水路課を通じて伝えておきます。根こそぎしてくれたらいいのですが、大量の土砂を取り除かなければいけないので、時間的なこともあって難しいの</p>

宮崎委員	<p>かと思えます。切っただけでも効果があると思えますので、県のほうも急いで応急的に切っているのではないかと思うんです。</p> <p>資料1のほうで少しご説明をお願いしたいのですが、類型の2つ目、「近代化産業遺産景観」のうち、「観光資源として活用されているが、一部で荒廃化が進んでいる部分も見られ」と現状の課題整理の中で書かれているのですが、これは具体的にはどういったものをイメージされているのか教えていただきたい。あともう一点、沿道景観の中で「観光拠点周辺など好ましくない屋外広告物が一部に見られる」という整理をされているのですが、これも具体的なものがもしあればお教えいただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。近代化産業遺産の現状と課題のところですが、一部で荒廃化というところ、実際に東平ゾーンの見学ツアーに参加して現地に行きまして、ガイドさんと一緒に回って見たのですが、そのときに全体としては古めいた雰囲気も醸し出していて遺産としていいのですが、ところどころ崩れていたりしましたので、今後それ以上ひどくならないように維持していくことが必要ではないかということを書かせていただいております。</p> <p>沿道の広告物につきましては、ここも実際に道路を走ってみまして、特に感じたのがマイントピア別子の道の駅に行く入口の橋のところ結構大きな看板があったりしましたので、もう少し景観計画を作って屋外広告物条例等も併用しながら良好な形で進めていけたらよいのではないかと考えております。</p>
宮崎委員	<p>マイントピアの入口？ そういう意味ですね。</p>
事務局	<p>具体的には書いていないのですが。</p>
和田委員	<p>観光ルート周辺の空家がたくさん見られるということを書かれていますが、新居浜市全体にも空家はたくさんあると思うんです。周辺の空家というのは将来的にどのようにやっていこうという考えか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。</p>
鴻上委員	<p>建築士会の鴻上です。別の委員会ですが、空家対策の委員会がありまして、それに出席しているのですが、新居浜市の市内でも空家がかかなりありまして、崩れて近隣に影響を与えとか、通行人に影響を与えるということで、ひどいものから順番に対策をしています。多分この沿道景観のところは家と家の間があいているとか、通行人が少ないとかで後回しになってきたと思います。空家は、周りの外壁とか、少しでも風化すれば一気に来ますので、空家対策の委員会と連携しながらしていかないといけないのかなという感じがします。</p>
和田委員	<p>この間も別子山の家が壊れました。市内にたくさん空家があって、とりあえ</p>

	<p>ず道路の周辺、景観というのならその辺は早めに整理していただきたいと考えております。</p>
丹委員	<p>建築士の空家対策班がございまして、大変老朽化している空家については調査いたしまして、個人の財産なのでどうしてもお願いするしかありません。相続が発生していて調査に結構時間がかかるんです。わかりましたら、相続人に対応いただくようお願いの文書をお出ししております。</p>
和田委員	<p>ただ、お願いしてもお金がないとかいう問題が出ています。</p>
丹委員	<p>そうですね。相続人の間でなかなか話がつかなかったり、なかなか難しい問題があります。</p>
和田委員	<p>その辺よろしくお願ひしたいと思います。</p>
宮崎委員	<p>さっきの質問に絡んで、勉強不足で大変申し訳ないのですが、例えば先ほど言われた東洋のマチュピチュの産業遺産が大規模に崩れていたとするじゃないですか。そうしたら、景観計画の中のエリア指定の中にあると、それを復旧するという計画なのですか。</p>
事務局	<p>そういうことではないです。</p>
宮崎委員	<p>復旧する計画ではないという理解でよろしいんですね。ありがとうございます。</p>
和田委員	<p>もう1点よろしいですか。別子山はかなりごみの不法投棄があります。支所に言ったらある程度素早く片付けてくれているのですが、今後捨てられないような方向に持っていくにはどのようにしたらいいかということは考えられているのでしょうか。</p>
事務局	<p>そういうところもあつての景観計画で、皆さんで景観に配慮したまちづくりに取り組んでいただく、というふうに考えております。またごみの件については環境の担当課とも連携を図って対応していきたいと考えております。</p>
和田委員	<p>そうは言っても、勝手に来て捨てられますので、例えばカメラを置くとか、そういうお考えはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今時点でどうかというのは担当課に確認しないとわからないのですが、景観計画の中で環境整備ということも今後の対策の1つとして取り入れた計画となれば対応していくことは可能であるのではないかと考えております。</p>

横山委員	えんとつ山とか石垣、グラウンドも含めて、あの遺産とか土地、あれは住友さんのものなのか、市のものなのか、あの土地はどこの持ち物なのか。
事務局	都市計画課、神野でございます。今のところ、住友さんの土地でございますが、えんとつ山倶楽部の皆さんで一部分公園の整備をしていただいたり、またえんとつ山の昔の生子橋のところ、散策路とかありますので、この間、トータンポールの木を切ったような、あそこら辺の一部分につきましては林業さんとの土地の交換とかをして私どものところになっております。
八木委員長	それでは、次に4番のところ、「景観計画区域の設定」、スライド番号は22番から30番までのところ。ここについて何か質問、意見がございましたらお願いいたします。
松本委員	景観計画区域に指定されたら、建物を広げるときには行政の許可というか、そういったものが要るようになるのですか。
事務局	いえ、景観計画区域の中になった場合この後の行為の制限に関する事項ということで、3つの必須の届出事項があります。建築物の建築、工作物の建設、開発行為、この3つだけが届出事項です。これ以外のもの、木を植えるとか、そういったことについては何も制限とか届出は必要ありません。届出が必要な事項についても規模を決めまして、一定以上の規模については届出が必要になります。
松本委員	何でこんなことをしなければいけないのですか。
事務局	<p>景観を阻害されるおそれがあるような高さの高いものとか、とても広いところを開発するとか、そういったことだけが届出対象行為になりますので、皆さんの通常の生活で届出をしていただかないといけないというようなことはあまり考えてはいません。今ここに書いてある数字も参考例として挙げているようなものになります。大体ほかの市町村の例にあるようなものです。</p> <p>やはり一般市民の方の生活自体に制限をかけるというのではなく、景観を阻害するような行為があった場合に届出をしていただきますよというのが景観計画ですので、そういう心配はないです。</p>
松本委員	これは市の部分だけですか。例えば河川は県じゃないですか。川の中に建てる分については市としては一切関係なく、県へ申請すればいいのですか。
事務局	景観計画区域の中になると、県が景観計画区域で何かする場合は、その地区の基準にのっとってすることになります。

松本委員	<p>ということは、川の中に何か建てようとする場合、市へ言っておけばいいのですか。</p>
事務局	<p>いえ、市へ言うとかではなくて、県が市の景観計画の基準を配慮してするという事です。届出とかは県の工事については届出の必要がないものと景観法の中でなっておりますので、一応通知ということはさせていただきますが、県が市に届出をするということはないです。景観計画にのっとって事業はさせていただきます。</p>
和田委員	<p>景観計画区域に指定されると、例えば草刈りしたり、花植えたり、いろいろなことをやっていかなければいけないと思うのですが、例えば少し補助金が出たりとか、全部ボランティアでやりなさいというのか、その辺はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>そういったことも含めて、皆様のご意見をもとに景観計画を作っていくと思っています。実際こういったときに補助金を出してほしいというご要望があったとしても、なかなか予算を伴うものは厳しいところがありますが、今後の取り組みとしてそういったことを景観計画の中に上げていくということは可能と考えています。</p>
松本委員	<p>さっき協働とありましたが、“全部ボランティアでやれよ”“花も種も買ってこいよ”は協働ではないんですね。協働と言ったら、行政のほうも、“これやれ、あとは交付金よ”というのが協働じゃないんですか。私はそう思っているのですが。それがなかったら協働ではないんです。</p>
事務局	<p>景観計画の中で対応できることと、今やっているボランティア活動ですとか、環境美化とか、そういったところとすみ分けといたしますか、どこでこういったことができるかというところはまた整理して次の回のときにはきちんとお示ししたいと思います。</p>
八木委員長	<p>区域の設定というところで、通常、私の経験的な話ですが、要するに景観計画を推進するという方向性を打ち出された区域ということで特定されるわけです。そういうところでは、例えば同じように地元の方とか事業者、行政が協力して協働事業を進める際にも、“ここは景観計画区域に入っているからちょっと優先してしょうか”とか、そういう流れになることが多かったように思います。しかもちょっと基準が高くて、“同じやるのだったらちょっと質の高いことをしよう”とか“それはそういう区域に設定されているから”というような場合も行政的な取り扱いとしてはあります。必ず新居浜市がそういうことをするかどうかはまだわかりませんが、そういう意思を持つんだろうなという予想の中で私たちは期待していったほうがいいのかと思います。</p>

織田委員	<p>景観計画区域の設定のところでそのほか何かありませんでしょうか。</p> <p>行為をするに当たって、届出になっていますが、基準を超えるような届出があった場合、基準内に収めるような行政指導を考えているのですか。あるいは罰則を設けることを考えておられるのか、そのあたりを伺いたいのですが。</p>
八木委員長	そこは明らかにしておいたほうがわかりやすいですね。
事務局	<p>6番の「行為の制限に関する事項の検討」ですが、規模を超えたからできないというわけではなくて、この規模を超える場合には届け出をしていただいて、景観形成基準を設けまして、その基準にのっとったものがされているかどうかということを確認させていただくというのが届出行為になります。それ以上のものが決して建てられないというわけではなく、それはまた建築基準法との絡みになってきますので、用途区域の中であればそれに沿ったもので建てていただくということがまた別に基準としてありますから、そういったほかの法規制とも合わせての規制ということにはなってまいります。</p> <p>基準として、この規模以上のものに対して、大きなもの、高いものとか、広い面積を占めるような建物が皆さんの目に触れるということで、周りの景観に配慮したような色で建築してもらおうということを設定して、届出行為の規模等考えていきたいと考えています。</p>
宮崎委員	端的に言うと制限はないということですか。それがわからない。
事務局	高さの制限とか面積の制限というものはほかの法令、建築基準法とかで制限がかかってきますので、景観法で制限するというようなことではないです。
宮崎委員	今の観光協会の方の質問は、届出をして行政指導とか罰則規定まで想定した形のものを考えているんですかという質問だったのですが。
事務局	景観形成基準というものを決めた場合、その建物の形状、色、周りの建物とバランスの取れた高さであるかというところについてはこの基準にしてくださいということでお願いするということにはなります。
宮崎委員	景観形成基準までは決めるのですね。
事務局	何も基準がないということになると何でも建つとか、何でもいいということになってきますので、どの程度の基準にするかというところもありますが、景観に配慮したものにしていただくということは一番だと考えております。
松本委員	届け出の対象となる規模が木造 15m とありますが、木造で 15m もあるような

	<p>ものが建ちますか。木造で 15m といったら相当な高さです。</p>
事務局	<p>これはあくまでも例として示しているものなので、区域設定が決まればその設定区域の状況に応じた高さや面積を考えていくことになります。</p>
松本委員	<p>これが決まる前に、建てようと思っているものがあるので、その準備をしています。景観計画ができる前だったら届け出の必要はないわけですね。</p>
事務局	<p>そうです。この計画の前に建つものについては何も制限はかかりません。</p>
松本委員	<p>わかりました。</p>
八木委員長	<p>4 番目の「景観計画区域の設定」のところは、ほかはよろしいでしょうか。それでは次の 5 番目の「良好な景観形成に向けた方針」のところに移りたいと思います。スライドの 31 番から 34 番のところですか。見開き 4 つのスライドになります。</p>
松本委員	<p>山根公園についてですが、ここまでいろいろ出ているのですが、入口のところに信号がないんです。去年ぐらいにつけますよという話だったのですが、今年になったらあれはやめたということになっているようなのです。警察署長が代わったらつけたりつけなかったりするの勝手に決められるのかなと思います。結構車も通りますし、公園の出入り口はせめて信号がないと危ないです。行政からも後押ししてもらって、ぜひ信号をつけてくれということをお願いしてくれたらなと思います。</p>
和田委員	<p>東側の橋のところはちょっと危ないですね。道が広いので、ちゃんと見ればいいのですが。</p>
松本委員	<p>事故もあるしね。</p>
和田委員	<p>確かに信号があつたほうがいいですよ。危ないですよ。</p>
松本委員	<p>高齢者も散歩でグラウンドに来ていたりする。朝早い人もいるし、信号がないと危ない。</p>
和田委員	<p>信号 1 個つけたらお金がかなり要るんですかね。1,000 万円ぐらい要るんですか。</p>
松本委員	<p>そんなに要らないでしょう。</p>

和田委員	市がつけたらいろいろな経費がかかるので高いじゃないですか。
松本委員	簡単なものであれば、そんなにかかりません。
事務局	信号の件についてはまた個別に対応させていただきたいと思います。
八木委員長	「良好な景観形成に向けた方針」というところはいかがですか。よろしいでしょうか。 次の「行為の制限に関する事項の検討」というところ、ここは最後になりますので、これまでのところも含めて何かご質問、意見等がありましたらお願いしたいと思います。
丹委員	景観法第 74 条で、準景観地区の指定というのがあるのですが、その指定をされる予定はございますか。
事務局	ないです。
八木委員長	景観地区というのは昔の倉敷で言ったら美観地区という表現をされていましたが、これが景観法ができたときに景観地区という名前が変わったんです。
和田委員	区域内に河原もあると思うのですが、年 1 回とか 2 回とか、ボランティアで掃除とかゴミ拾いとかそういう形のもの将来的にはしていくようになるのですか。
事務局	それは必ずしないといけないということではないですが、そういった取り組みがなされるというのは望ましいことだと思います。景観計画区域になれば皆さんの意識としてここは景観計画区域だから景観をよくしていこうというような意識づけであったり、そういった取り組みがなされていくということが 1 つ理想的ではあるとは考えております。
和田委員	わかりました。川の掃除をしなければいけなかったら、するのも大変ですね。ボランティアだと。それをしなかったら何のためにしているかわからないですね。
松本委員	名前だけになる。
八木委員長	何か全体を通してございませんでしょうか。
松本委員	お願いですが、山根公園の北側の道路が非常に悪いのはだいぶ前から言っているのですが、なかなか直らないのが 1 つ。

事務局	<p>もう1つは、北側に鉾山の空き地があるじゃないですか。あそこもどうかして駐車場として買うとか、そんなことはできないのですか。</p> <p>それらも今日のご要望ということで承りたいと思っております。</p>
松本委員	<p>駐車場は下のほうしかないのですね。</p>
八木委員長	<p>それでは、大体時間が参ったと思いますので、事務局のほうでこれまで出てきたご意見、主なもの、あるいはご質問等まとめていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>長時間にわたり、たくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。たくさん意見をいただいた中で、特に3番の調査対象区域の景観に関する課題というところで、現状ですとか、将来の課題であるとか、そういったところをもう少し具体的に書けるようなところは書いて課題を整理したいと考えております。</p> <p>また、区域については、今日のところは2地区提案させていただいたのですが、これについては特に反対というようなことでなければ、この2案で景観計画区域を設定していきたいと考えておりますので、この区域に沿った形で今後行為の制限、届出行為ですとか、景観形成基準などについて、基準を設定して次回の第3回策定委員会でお示しいたしまして、また検討していただけたらと思います。以上です。</p>
八木委員長	<p>それでは、今まとめにありましたように、今回課題になったようなことについては検討を行った上で、第3回目の委員会で皆様のご意見を伺いたいということですので、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、最後に「その他」として事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>委員の皆様には長時間に渡っての協議、ご苦勞様でした。ありがとうございました。本日いただいた意見を景観計画（素案）に反映させていただき、整理して次回策定委員会でご検討いただきたいと思います。</p> <p>今後の予定としましては、第3回の策定委員会は1月下旬に開催する予定でございます。正式な案内文書は1月中旬頃に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
八木委員長	<p>委員の皆様には長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。以上で、本日の新居浜市景観計画策定委員会を終了いたします。</p>
事務局	<p>本日は、誠にありがとうございました。気をつけてお帰りください。</p>